

○ 農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 経営第 8870 号農林水産省経営局長通知）
一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第 1 （略）	第 1 （略）
第 2 近代化資金の貸付条件について	第 2 近代化資金の貸付条件について
<u>I 農業経営高度化資金</u>	（新設）
1 貸付対象者	
2 融資機関	
3 資金使途	
4 貸付限度額	
5 償還期限及び据置期間	
6 貸付利率	
7 融資率	
<u>II 一般資金</u>	（新設）
1 貸付対象者	1 貸付対象者
2 融資機関	2 融資機関
3 資金使途	3 資金使途
4 貸付限度額	4 貸付限度額
5 償還期限及び据置期間	5 償還期限及び据置期間
6 貸付利率	6 貸付利率
7 融資率	7 融資率
<u>III 共同利用事業向け資金</u>	（新設）
1 貸付対象者	

<u>2</u> 融資機関 <u>3</u> 資金使途 <u>4</u> 貸付限度額 <u>5</u> 償還期限及び据置期間 <u>6</u> 貸付利率 <u>7</u> 融資率 第3 利子補給の措置等について 1 利子補給契約の締結 2 利子補給率 3・4 (略) 第4 留意事項 1～6 (略) 7 <u>東日本大震災の被災者等に係る印紙税法の特例</u> 第5 (略) 附 則 別紙1～別紙3 (略) (削る。) (削る。) 第1 趣旨 本ガイドラインは、都道府県が利子補給措置を講ずる農業近	第3 利子補給及び利子助成の措置等について 1 利子補給の措置 2 利子助成の措置 3・4 (略) 第4 留意事項 1～6 (略) 7 印紙税法の特例 第5 (略) 附 則 別紙1～別紙3 (略) 別紙4 <u>〇〇県(都道府)農業近代化資金利子助成金交付規程例</u> <u>(参考)</u> <u>(略)</u> 第1 趣旨 本ガイドラインは、都道府県が利子補給措置及び利子助成措
---	--

代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）について、都道府県の責任において、かつ自主的な判断の下での近代化資金制度の適正かつ円滑な運営を図るために、また、効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営への施策の集中を図る観点から、国が貸付条件等制度の運営に関する基準を明らかにするものである。

国は、都道府県が本ガイドラインを活かした運営を行うことを通じて、地域農業の担い手となる農業者の経営改善を図り、ひいては食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目的とするものである。

第2 近代化資金の貸付条件について (略)

I 農業経営高度化資金

1 貸付対象者

農業経営高度化資金（以下「高度化資金」という。）の貸付対象者は、農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者であって次に掲げるもの（以下「地域計画農業者等」という。）とする。

- (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた者（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事

置（以下「利子補給措置等」という。）を講ずる農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）について、都道府県の責任において、かつ自主的な判断の下での近代化資金制度の適正かつ円滑な運営を図るために、また、効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営への施策の集中を図る観点から、国が貸付条件等制度の運営に関する基準を明らかにするものである。

国は、都道府県が本ガイドラインを活かした運営を行うことを通じて、地域農業の担い手となる農業者の経営改善を図り、ひいては食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目的とするものである。

第2 近代化資金の貸付条件について (略) (新設)

故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村並びに令和6年能登半島地震の被災市町（石川県の七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町及び同郡能登町に限る。）にあっては、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）2の（1）の実質化された人・農地プランをいう。）に位置付けられた中心経営体を含む。）

(2) 1年以内に目標地図に位置付けられることが確実な者として市区町村から証明を受けた者

(3) 次に掲げる要件の全てを満たす農業者（農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業を行う者（以下「農業サービス事業体」という。）であって、次のアからウまで及びオに掲げる要件を満たす者を含む。）

ア 次のいずれかの事由により、目標地図に位置付けられないことに合理的な理由があること。

(ア) 耕種農業以外の農業を営んでいること。

(イ) 農地（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含む。）を利用せずに耕種農業を営んでいること。

(ウ) その他(ア)又は(イ)に相当する事由があること。

イ 農業所得が総所得の過半（法人にあっては、当該法人の

農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、
又は農業粗収益が200万円以上（法人にあっては1,000万円
以上）であること。

ウ 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族
農業従事者（法人にあっては、常時従事者（農地法第2条
第3項第2号ホに規定する常時従事者をいう。）である構
成員）がいること。

エ 個人の農業者であって、60歳以上であるときは、その後
継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学してい
る場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主と
して農業に従事すると見込まれること。

オ 簿記記帳を行っていること（簿記記帳を行うことが確実
と見込まれる場合を含む。）。

2 融資機関

高度化資金の融資機関は、次のとおりとする。

- (1) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第
2号の事業を行う農業協同組合
- (2) 農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併
せ行う農業協同組合連合会
- (3) 農業協同組合法第10条第1項第10号の事業を行う農業協同
組合連合会
- (4) 農林中央金庫
- (5) 銀行
- (6) 株式会社商工組合中央金庫
- (7) 信用金庫及び信用金庫連合会

- (8) 信用協同組合並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の9第1項第1号及び第2号の事業を併せ行う協同組合連合会

3 資金使途

高度化資金の使途は、次の資金とする。

- (1) 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地（農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含まない。以下同じ。）又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。以下「建構築物等取得等資金」という。）
- (2) 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金（以下「果樹等植栽育成資金」という。）
- (3) 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金（以下「家畜購入育成資金」という。）
- (4) 事業費2億円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金（以下「小土地改良資金」という。）
- (5) 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金（以下「長期運転資金」という。）
- ア 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。以下同じ。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当

該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金

イ 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金

ウ 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金

エ 品種の転換を行うのに必要な資金

オ 農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金

カ 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金

キ 地域計画農業者等（次の(ア)又は(イ)に掲げるものに限る。）が農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として地域計画農業者等であって次の(ア)の認定を受けた法人に参加するため若しくは農業者が構成員として地域計画農業者等であって次の(イ)に掲げるものに参加する（(イ)に掲げるものが法人化するときに限る。）ために必要な資金

(ア) 農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項に規定する果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた者（簿記記帳を行っている者

(簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者を含む。)
に限る。以下「認定農業者」という。)

(イ) 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない
農業を営む任意団体であって、次の要件の全てを満たす
もの（以下「集落営農組織」という。)

① 代表者、代表権の範囲その他a.に掲げる事項につい
てb.に掲げる基準に従った規約を有していること。

a. 事項

㉠ 団体の目的

㉡ 団体の意思決定の機関及びその決定の方法

㉢ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に
関する事項

㉣ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収
が必要である場合にはその徴収の方法

b. 基準

㉠ 代表者の選任の手続を明らかにしていること。

㉡ 農業経営の改善に資する旨をその目的に含んで
いること。

㉢ 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に
差別していないこと。

㉣ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に
関する事項があらかじめ明らかになっているこ
と。

㉤ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収
が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を
欠くものでないこと。

② 一元的に経理を行っていること。

③ 原則として5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること。

④ 農用地の利用の集積の目標を定めていること。

⑤ 主たる従事者が目標農業所得額を定めていること。

ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとする。

ク 農業経営の改善の前提としての農業経営によって生じた負債の整理に必要な資金。ただし、償還が困難となっている者の負債を除き、当該負債の債権者たる融資機関の同意が得られたものに限る（以下「前向借換資金」という。）。

ケ アからクまでに掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の様態の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農業費その他の費用に充てるのに必要な資金

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、次に掲げる資金（以下「大臣特認資金」という。）

ア 農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金（以下「農村給排水施設取得等資金」という。）

この給排水施設とは、共同利用の水道施設又は下水道施設に接続する給排水施設、生活雑排水等による農業用水の水質汚濁が農業生産に影響を及ぼしているか又はそのおそれがあると都道府県知事が認めた地域内において設置する浄化槽及びこれらと一体的な排水管等の屋外施設及びこれ

と同時一体的に整備される屋内施設（屋内排水管及びこれと直接接続するものに限る。）であるものとする。

なお、給排水施設に係る利子補給承認に当たっては、農業集落排水施設整備事業等との整合性に配慮する必要がある。

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる要件に該当する場合に行う農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得に要する資金（以下「特定農家住宅資金」という。）

(ア) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条の過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項の沖縄振興計画の対象地域内の農業者が次のいずれかの要件に該当すること。

① 農業生産に伴って生ずる公害の防止のために移転するとき又は土地改良法（昭和24年法律第195号）に規定する事業の実施に伴い移転すること。

② その意欲と能力からみて、今後食料・農業・農村基本法において育成することとされている効率的かつ安定的な農業経営に発展し得る者として都道府県知事が認めた者が、新たに主たる事業として農業経営を営むためにその住宅を改良、造成又は取得すること。

③ 自立経営を志向する農業後継者が婚姻のため又は特別の理由がある場合として都道府県知事が特に必要と

認めた場合に新たにその住宅を取得又は造成（独自の居室を作るための改良を含む。）すること。

- ④ 自立経営を志向する者が特別の理由がある場合として都道府県知事が特に必要と認めた場合にその住宅の改良（台所、食事場、浴室、洗面所、便所、し尿浄化装置及び自家用給排水施設であつて、都道府県知事が特に普及を図る必要があると認めるものの改良に限る。）をすること。

- (イ) (ア)の対象地域内において認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）が、新たに主たる事業として農業経営を営むために行う場合

ウ 水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得に要する資金（以下「水田養殖施設取得等資金」という。）

この水田を利用した水産動物の養殖施設とは、ふ化室、養魚池、餌料倉庫等内水面養殖事業に必要な施設とする。養魚池の造成に必要な資金の貸付けにあつては、当該養魚池の面積のうち、水田から転換される部分が全体の面積のおおむね3分の2以上を占めている必要がある。

エ 農業経営の改善のためにする農地又は採草放牧地の取得（その取得に当たって、その土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、水路、ため池その他の施設として利用する必要がある土地を併せて取得する場合におけるその土地の取得を含む。）に必要な資金（以下「農地等取得資金」という。）

4 貸付限度額

高度化資金の貸付限度額は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる地域計画農業者等に対する貸付けにあつては、
7億円（特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認
したときは、その承認した額）

ア 農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社その他農
業者が組織する法人

イ アに掲げる者のほか、農業者で、都道府県知事がその者
の農業経営の規模等を勘案し特に必要と認めて承認したも
の

ウ 集落営農組織

エ 集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団
体のうち、1の(1)から(3)までに掲げる者が全構成員の過
半を占めるものであつて、かつ、3の(5)のキの(イ)の①の
a. に掲げる事項及びb. に掲げる基準に従った規約を有して
いるもの

- (2) (1)以外の者に対する貸付けにあつては、2億円

5 償還期限及び据置期間

高度化資金の償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）は20
年、据置期間は7年の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資
対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な
期間を設定するものとする。

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び
助成に関する法律（平成23年法律第40号）第111条の規定に基

づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第3条第1項に規定する者であって、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者（以下「東日本被災農業者」という。）にあつては、償還期限及び据置期間について、それぞれ3年間延長するものとする（ただし、令和9年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る。）。

注：償還方法については、原則として各年元本均等償還とするが、契約上の分割償還期日は、借入者の便宜を図り生産物代金の受領期を選ぶことが望ましい。

6 貸付利率

高度化資金の貸付利率は、平成14年6月21日農林水産省告示第1182号（農業近代化資金融通法第2条第3項第4号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）によるものとする。

7 融資率

高度化資金の融資率は、100分の100以内とする。ただし、農村給排水施設取得等資金及び特定農家住宅資金を借り入れる場合は、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から都道府県知事が特に必要と認めた場合のほかは、当該資金に係る施設の改良、造成又は取得に要する経費の額の100分の80以内とする。

II 一般資金

（新設）

1 貸付対象者

一般資金の貸付対象者は、農業を営む者であって次に掲げるもの（地域計画農業者等を除く。）とする。

(1) 次に掲げる農業者（以下「認定農業者等」という。）

ア 認定農業者

イ 前記アの認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。）

(2) 認定新規就農者

(削る。)

1 貸付対象者

近代化資金の貸付対象者は、担い手への集中化・重点化を図り、地域農業の担い手を育成する観点から、次に掲げる者（以下「農業者等」という。）とする。

(1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者であって次に掲げる者

ア 次に掲げる農業者（以下「認定農業者等」という。）

(ア) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項に規定する果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた者（簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者を含む。）に限る。）

(イ) 前記(ア)の認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。）

イ 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）

ウ 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号

(3) I の 1 の (3) のイからオまでに掲げる要件の全てを満たす農業者（農業サービス事業体であって、I の 1 の (3) のイ、ウ及びオに掲げる要件を満たす者を含む。）

(4) 原則として 5 年以内に、認定農業者となる計画を有する農業を営む法人（経営開始後決算を 2 期終えていないものに限る。以下「農業参入法人」という。）

(5) 地域計画農業者等並びに (1) のア、(2) 及び (3) に掲げる者

ハに定める組織、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第 6 条第 1 項に定める基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。以下「目標地図に位置付けられた者」という。）

エ 次に掲げる要件の全てを満たす農業者（農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業を行う者（以下「農業サービス事業体」という。）であって、次の (ア)、(イ) 及び (エ) に掲げる要件を満たす者を含む。）

(ア) 農業所得が総所得の過半（法人にあつては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が 200 万円以上（法人にあつては 1,000 万円以上）であること。

(イ) 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人にあつては、常時従事者（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項第 2 号ホに規定する常時従事者をいう。）である構成員）がいること。

(ウ) 個人の農業者であつて、60 歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること。

(エ) 簿記記帳を行っていること。（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）

オ 原則として 5 年以内に、アの (ア) となる計画を有する農業を営む法人（経営開始後決算を 2 期終えていないものに限る。以下「農業参入法人」という。）

カ アの (ア)、イ、ウ及びエの経営（家族農業経営に限る。）

の経営（家族農業経営に限る。）の経営主以外の農業者（家族経営協定を締結しており、その中において①経営のうちの一部の部門について主宰権があり、かつ、②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていることを満たす農業者に限る。）

(6) 集落営農組織等（次に掲げる者をいう。以下同じ。）

ア 集落営農組織

の経営主以外の農業者（家族経営協定を締結しており、その中において①経営のうちの一部の部門について主宰権があり、かつ、②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていることを満たす農業者に限る。）

キ 次に掲げる農業者（以下「集落営農組織等」という。）

(ア) 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営む任意団体であつて、次の要件の全てを満たすもの（以下「集落営農組織」という。）

① 代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有していること

a. 事項

㊦ 団体の目的

① 団体の意思決定の機関及びその決定の方法

㊧ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項

㊨ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

b. 基準

㊦ 代表者の選任の手続を明らかにしていること。

① 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。

㊧ 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

㊨ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。

イ 集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者（当該者が当該集落営農組織の法人化に必要な出資金等を借り入れる場合に限る。）

(7) 集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、地域計画農業者等並びに(1)のア及び(2)から(5)までの者が全構成員の過半を占めるものであって、Iの3の(5)のキの(イ)の①のa.に掲げる事項及びb.に掲げる基準に従った規約を有しているもの

(削る。)

と。

㊦ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

② 一元的に経理を行っていること

③ 原則として5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること

④ 農用地の利用の集積の目標を定めていること

⑤ 主たる従事者が目標農業所得額を定めていること

ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとする。

(イ) 集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者（当該者が当該集落営農組織の法人化に必要な出資金等を借り入れる場合に限る。）

ク 集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、アの(ア)及びイからカまでの者が全構成員の過半を占めるものであって、キの(ア)の①に定める事項及び基準に従った規約を有しているもの

(2) 農業協同組合であって、次に掲げる要件を全て満たすもの

ア 法令違反や不祥事がないこと。

イ 国及び都道府県の行政検査並びに会計監査人又は農業協同組合連合会（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第19条に規定する組織

(削る。)

(削る。)

変更後の農業協同組合連合会をいう。)による監査で重大な指摘を受けていないこと。

ウ 農業協同組合の改革を着実に実践し、担い手を中心とする組合員のメリットが拡大していると認められること。

エ 営農指導事業及び農産物販売事業の充実に重点を置いていると認められること。(これらの事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。)

オ 信用事業の自主ルールを尊重していること。(信用事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。)

カ 全体の収支又は信用事業及び共済事業以外の収支が赤字の場合は、施設・人員の整理等の赤字解消に向けた努力を積極的に行っていること。

キ 組合員のニーズを的確に把握し、それを着実に実行できる役員体制が確立していると認められること。

(3) 農業協同組合連合会であって、(2)のアからキまでに掲げる要件を全て満たすもの

(4) 農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人であって次に掲げるものの

ア 農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行うものを除く。）

イ 農業共済組合及び農業共済組合連合会

ウ 土地改良区及び土地改良区連合

エ たばこ耕作組合

オ 農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に関する事業（以下「農業振興事業」という。）を主たる事業として行う事業協同組合（農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（農業者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（農業協同組合又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）

カ 農住組合（農業者、農業協同組合及び農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）

キ 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの（以下「農業振興一般社団法人等」という。）

なお、農業振興一般社団法人等のうち農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの以外のものに対する貸付けは、農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号。以下「令」という。）第2条の表の資金の種類

欄に掲げる資金のうち、専ら農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用し、かつ、各種の農業施策の推進のために国又は地方公共団体が助成して行う事業又はこれと同種の事業に必要なものに限る。

ク 農業振興事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 575 条第 1 項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）であって、農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、株式会社にあっては総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有しているもの、持分会社にあっては業務を執行する社員の過半を占めているもの

ケ 法人でない団体であって、農業者がその主たる構成員となっており、かつ、代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有しているもの（(1)のキの(ア)及びクに該当するものを除く。）

(ア) 事項

- ① 団体の目的
- ② 団体の意思決定の機関及びその決定の方法
- ③ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
- ④ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

2 融資機関

一般資金の融資機関は、Iの2に掲げるとおりとする。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(イ) 基準

① 代表者の選任の手続を明らかにしていること。

② 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。

③ 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

④ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。

⑤ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

2 融資機関

近代化資金の融資機関は、次のとおりとする。

(1) 農業協同組合法第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合

(2) 農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合連合会

(3) 農業協同組合法第10条第1項第10号の事業を行う農業協同組合連合会

(4) 農林中央金庫

(5) 銀行

(6) 株式会社商工組合中央金庫

(7) 信用金庫及び信用金庫連合会

(8) 信用協同組合並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の9第1項第1号及び第2号の事業を併せ

3 資金使途

一般資金の使途は、次の資金とする。

(削る。)

(1) 建構築物等取得等資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては、復旧に必要な資金を除く。）

(2) 果樹等植栽育成資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては、果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。）

(3) 家畜購入育成資金

(4) 小土地改良資金（事業費1,800万円を超えない規模に限り、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては復旧に必要な資金を除く。）

行う協同組合連合会

3 資金使途

近代化資金の使途は、農業経営の近代化を図るのに必要な次の資金とする。

(1) 1の(1)に掲げる者に対する貸付け

ア 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地は含まない。以下同じ。）又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）

なお、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては復旧に必要な資金を除く。

イ 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては、果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。以下「果樹等植栽育成資金」という。）

ウ 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金（以下「家畜購入育成資金」という。）

エ 事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては復旧に必要な資金を除く。以下「小土地改良資金」という。）

(5) 長期運転資金（Ⅰの3の(5)のイに掲げる資金の認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては、農機具及び運搬用機具の賃借権の取得に係る資金に限り、農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金（Ⅰの3の(5)のキに掲げるものを除く。以下「法人化等資金」という。）を含み、前向借換資金を除く。また、貸付対象者はⅠの3の(5)のウからオまでに掲げる資金及び法人化等資金については認定農業者等及び集落営農組織等に、カに掲げる資金については認定農業者等、農業サービス事業体及び集落営農組織等に、ケに掲げる資金については認定農業者等、農業サービス事業体、農業参入法人及び集落営農組織等に限る。）

オ 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金（ウ）から（オ）まで及び（キ）に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等及び集落営農組織等に限る、（カ）に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、農業サービス事業体及び集落営農組織等に限る、（ケ）に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、目標地区に位置付けられた者、農業サービス事業体、農業参入法人及び集落営農組織等に限る。以下「長期運転資金」という。）

(ア) 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金

(イ) 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金（認定農業者等及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあっては、農機具及び運搬用機具に限る。）

(ウ) 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金

(エ) 品種の転換を行うのに必要な資金

(オ) 農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の

(6) 大臣特認資金（農地等取得資金を除く。）

調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金

(カ) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金

(キ) 農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金

(ク) (ア)から(キ)までに掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事者の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金

カ アからオまでに掲げるもののほか、次に掲げる資金（以下「大臣特認資金」という。）

(ア) 農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金

この給排水施設とは、共同利用の水道施設又は下水道施設に接続する給排水施設、生活雑排水等による農業用水の水質汚濁が農業生産に影響を及ぼしているか又はそのおそれがあると都道府県知事が認めた地域内において設置する浄化槽及びこれらと一体的な排水管等の屋外施設及びこれと同時一体的に整備される屋内施設（屋内排水管及びこれと直接接続するものに限る。）であって、1の(1)に掲げる者が設置するものとする。

なお、給排水施設に係る近代化資金の利子補給承認に当たっては、農業集落排水施設整備事業等との整合性に配慮する必要がある。

(イ) 次の①又は②に掲げる要件に該当する場合に行う農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得に要する資金

① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条の過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項の沖縄振興計画の対象地域内の農業者が次のいずれかの要件に該当する場合

㊦ 農業生産に伴って生ずる公害の防止のために移転するとき又は土地改良法（昭和24年法律第195号）に規定する事業の実施に伴い移転するとき。

① その意欲と能力からみて、今後食料・農業・農村基本法において育成することとされている効率的かつ安定的な農業経営に発展し得る者として都道府県知事が認めた者が、新たに主たる事業として農業経営を営むためにその住宅を改良、造成又は取得するとき。

㊧ 自立経営を志向する農業後継者が婚姻のため又は特別の理由がある場合として都道府県知事が特に必要と認めた場合に新たにその住宅を取得又は造成（独自の居室を作るための改良を含む。）するとき。

㊨ 自立経営を志向する者が特別の理由がある場合として都道府県知事が特に必要と認めた場合にその住

(削る。)

宅の改良（台所、食事場、浴室、洗面所、便所、し尿浄化装置及び自家用給排水施設であって、都道府県知事が特に普及を図る必要があると認めるものの改良に限る。）をするとき

② ①の対象地域内において認定新規就農者が、新たに主たる事業として農業経営を営むために行う場合

(ウ) 水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得に要する資金

この水田を利用した水産動物の養殖施設とは、ふ化室、養魚池、餌料倉庫等内水面養殖事業に必要な施設とする。養魚池の造成に必要な資金の貸付けに当たっては、当該養魚池の面積のうち、水田から転換される部分が全体の面積のおおむね3分の2以上を占めている必要がある。

(2) 1の(2)から(4)までに掲げる者に対する貸付け

ア (1)のアからエまで及びカの(ウ)に掲げる資金

イ 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であって次に掲げる施設の改良、造成又は取得に要する資金（以下「農村環境整備資金」という。）

診療施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、農村情報処理・通信施設（農事放送施設及び農業管理センターを含む。）、水道施設、下水道施設、託児施設、研修施設、集会施設、ガス供給施設、融雪・除雪用施設、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設、生活改善センター、生活安全保護施設、集落道、廃棄物処理施設又は地域交流施設

4 貸付限度額

一般資金の貸付限度額は、次のとおりとする。

- (1) 1の(1)から(7)までに掲げる者で次に掲げるものに対する貸付けにあっては、2億円

ア・イ (略)

ウ 集落営農組織及び1の(7)に掲げる農業を営む任意団体

- (2) 農業参入法人に対する貸付けにあっては、1億5,000万円

- (3) (1)及び(2)以外の者に対する貸付けにあっては、1,800万円

(削る。)

5 償還期限及び据置期間

一般資金の償還期限は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める年数の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

ただし、東日本被災農業者にあっては、償還期限及び据置期間について、それぞれ3年間延長するものとする(ただし、令和9年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る。)

- (1) 認定新規就農者 償還期限17年(小土地改良資金を含む場合は18年)、据置期間5年(果樹等植栽育成資金を含む場合は7年)

4 貸付限度額

近代化資金の貸付限度額は、次のとおりとする。

- (1) 1の(1)に掲げる者で次に掲げる農業者に対する貸付けにあっては、2億円

ア・イ (略)

ウ 1の(1)のキの(ア)及びクに掲げる農業を営む任意団体

- (2) 1の(1)のオの農業参入法人に対する貸付にあっては、1億5,000万円

- (3) 1の(1)に掲げる者で(1)及び(2)以外のものに対する貸付けにあっては、1,800万円

- (4) 1の(2)から(4)までに掲げる者に対する貸付けにあっては、15億円(特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認したときは、その承認した額)

5 償還期限及び据置期間

近代化資金の償還期限(据置期間を含む。以下同じ。)及び据置期間は、下表に示す年数の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第111条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第132号)第3条第1項に規定する者であって、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影

(2) (1)以外の者 償還期限15年、据置期間3年（果樹等植栽育成資金を含む場合は7年、認定農業者等については7年）
注：償還方法については、原則として各年元本均等償還とするが、契約上の分割償還期日は、借入者の便宜を図り生産物代金の受領期を選ぶことが望ましい。

響を受けている者にあつては、下表の償還期限及び据置期間について、それぞれ3年間延長するものとする。（ただし、令和9年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る。）

		貸付対象者	認定農業者等		認定農業者等 以外の農業者		認定新規就農 者が認定就農 計画（農業経 営基盤強化促 進法第 14 条 の 5 第 2 項に 規定する認定 就農計画をい う。）に従っ て同法第 14 条の 4 第 2 項 第 3 号の措置 を行う場合		農業協同組合 等	
			償還	据置	償還	据置	償還	据置	償還	据置
原 則			15	7	15	3	17	5	15	3
例 外	果樹等植栽育成資金を含む場合		－	－	－	7	－	7	－	7
	農機具等のみの場合		7	2	7	2	10	－	10	2
	家畜購入育成資金のみの場合		7	2	7	2	10	－	7	2
	畜舎、果樹棚等を含む場合		－	－	－	－	－	－	20	－
	農村環境整備資金を含む場合		－	－	－	－	－	－	20	－
	小土地改良資金を含む場合		－	－	－	－	18	－	－	－

(注)

- (1) 農機具等とは、農産物の生産、流通又は加工に必要な機械・機具をいう。
- (2) 畜舎、果樹棚等とは、農産物の生産、流通又は加工に必要な施設をいう。
- (3) 農業協同組合等とは、本ガイドライン第2の1の(2)から(4)までに掲げる者をいう。

6 貸付利率

一般資金の貸付利率は、I の 6 に掲げるとおりとする。

7 融資率

- (1) 一般資金の融資率は、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から都道府県知事が特に必要と認めた場合のほかは、当該資金に係る施設の改良、造成、復旧又は取得等に要する経費の額の100分の80以内とする。

なお、事業実施の結果、その事業費の額が利子補給承認申請書の添付書類に記載された金額を下回り、融資率が100分の80を超えることとなる場合において、必要やむを得ないと認められるときは100分の90以内とする。

(4) 令第2条ただし書において、2以上の種類の資金を同時に貸し付ける場合におけるその貸付資金についての償還期限は、貸付資金の種類に係る同条の表の期限のうち最も長いものとされているが、この場合において(5)の元本均等償還によるときは、その償還期限は、加重平均により算出される数値の端数を切り上げた期限とすることができる。

(5) 償還方法については、原則として各年元本均等償還とするが、契約上の分割償還期日は、借受者の便宜を図り生産物代金の受領期を選ぶことが望ましい。

6 貸付利率

近代化資金の貸付利率は、平成14年6月21日農林水産省告示第1182号（法第2条第3項第4号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）によるものとする。

7 融資率

- (1) 近代化資金の融資率は、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から都道府県知事が特に必要と認めた場合のほかは、当該資金に係る施設の改良、造成、復旧又は取得等に要する経費の額の100分の80以内とする。

なお、事業実施の結果、その事業費の額が利子補給承認申請書又は利子助成金の交付に係る申請書の添付書類である借入申込書の写しに記載された金額を下回り、融資率が100分の80を超えることとなる場合において、必要止むを得ないと認められるときは100分の90以内とする。

(2) 認定農業者等に係る融資率の特例

認定農業者等が農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な一般資金を借り入れる場合等（農村給排水施設取得等資金及び特定農家住宅資金を借り入れる場合を除く。）の融資率は、(1)にかかわらず、100分の100以内とする。

(3) 集落営農組織等に係る融資率の特例

集落営農組織等が農業経営の展開を図るのに必要な一般資金を借り入れる場合（農村給排水施設取得等資金及び特定農家住宅資金を借り入れる場合を除く。）の融資率は、(1)にかかわらず、100分の100以内とする。

なお、この融資率の特例は、貸付額が3,600万円に達するまでに限り適用するものとする。

Ⅲ 共同利用事業向け資金

1 貸付対象者

共同利用事業向け資金の貸付対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 農業協同組合であって、次に掲げる要件を全て満たすもの

ア 法令違反や不祥事がないこと。

イ 国及び都道府県の行政検査並びに会計監査人又は農業協同組合連合会（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第19条に規定する組織変更後の農業協同組合連合会をいう。）による監査で重大な指摘を受けていないこと。

ウ 農業協同組合の改革を着実に実践し、担い手を中心とす

(2) 認定農業者等に係る融資率の特例

認定農業者等が農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な近代化資金を借り入れる場合等（第2の3の(1)の力の(ア)及び(イ)に掲げる資金を借り入れる場合を除く。）の融資率は、(1)にかかわらず、100分の100以内とする。

(3) 集落営農組織等に係る融資率の特例

集落営農組織等が農業経営の展開を図るのに必要な近代化資金を借り入れる場合（第2の3の(1)の力の(ア)及び(イ)に掲げる資金を借り入れる場合を除く。）の融資率は、(1)にかかわらず、100分の100以内とする。

なお、この融資率の特例は、貸付額が、3,600万円に達するまでに限り、適用するものとする。

(新設)

る組合員のメリットが拡大していると認められること。

エ 営農指導事業及び農産物販売事業の充実に重点を置いて
いると認められること（これらの事業を行っていない農業
協同組合については、この限りでない。）。

オ 信用事業の自主ルールを尊重していること（信用事業を
行っていない農業協同組合については、この限りでな
い。）。

カ 全体の収支又は信用事業及び共済事業以外の収支が赤字
の場合は、施設・人員の整理等の赤字解消に向けた努力を
積極的に行っていること。

キ 組合員のニーズを的確に把握し、それを着実に実行でき
る役員体制が確立していると認められること。

(2) 農業協同組合連合会であって、(1)のアからキまでに掲げ
る要件を全て満たすもの

(3) 農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金
庫又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっ
ている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人であ
って次に掲げるもの

ア 農事組合法人（農業協同組合法第72条の10第1項第2号
の事業を行うものを除く。）

イ 農業共済組合及び農業共済組合連合会

ウ 土地改良区及び土地改良区連合

エ たばこ耕作組合

オ 農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事
業、農産物の保管、運搬、販売その他の流通に関する事
業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の

事業その他の農業の振興に資する事業（以下「農業振興事業」という。）を主たる事業として行う事業協同組合（農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（農業者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（農業協同組合又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）

カ 農住組合（農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）

キ 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの（以下「農業振興一般社団法人等」という。）

なお、農業振興一般社団法人等のうち次の(ア)又は(イ)に掲げるもの以外に対する貸付けは、農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第2条の表の資金の種類欄に掲げる資金のうち、専ら農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用し、かつ、各種の農業施策の推進のために国又は地方公共団体が助成して行う事業又はこれと同種の事業に必要なものに限る。

(ア) 農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が総社員の議決権の過半数を有する一般社団法人

(イ) 農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が基本財産の額の過半を拠出している一般財団法人

ク 農業振興事業を主たる事業として営む株式会社であつて、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有しているもの

ケ 農業振興事業を主たる事業として営む持分会社（会社法第575条第1項に規定する持分会社をいう。）であつて、農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が業務を執行する社員の過半を占めているもの

コ 法人でない団体であつて、農業者がその主たる構成員となっており、かつ、代表者、代表権の範囲その他(ア)に掲げる事項について(イ)に掲げる基準に従った規約を有しているもの（Ⅱの1の(6)のア及び(7)に該当するものを除く。）

(ア) 事項

① 団体の目的

② 団体の意思決定の機関及びその決定の方法

③ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項

④ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

(イ) 基準

- ① 代表者の選任の手続を明らかにしていること。
- ② 農業経営の改善に資する旨をその目的に含んでいること。
- ③ 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
- ④ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。
- ⑤ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

2 融資機関

共同利用事業向け資金の融資機関は、Iの2に掲げるとおりとする。

3 資金使途

共同利用事業向け資金の使途は、次の資金とする。

- (1) 建構築物等取得等資金（復旧に必要な資金を除く。）
- (2) 果樹等植栽育成資金（果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。）
- (3) 家畜購入育成資金
- (4) 小土地改良資金（事業費1,800万円を超えない規模に限り、復旧に必要な資金を除く。）
- (5) 大臣特認資金（水田養殖施設取得等資金に限る。）
- (6) 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な

施設（以下「農村環境整備施設」という。）であって、診療施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、農村情報処理・通信施設（農事放送施設及び農業管理センターを含む。）、水道施設、下水道施設、託児施設、研修施設、集会施設、ガス供給施設、融雪・除雪用施設、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設、生活改善センター、生活安全保護施設、集落道、廃棄物処理施設又は地域交流施設の改良、造成又は取得に要する資金（以下「農村環境整備資金」という。）

4 貸付限度額

共同利用事業向け資金の貸付限度額は、15億円（特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認したときは、その承認した額）とする。

5 償還期限及び据置期間

共同利用事業向け資金の償還期限は15年（畜舎、果樹棚等（農産物の生産、流通又は加工に必要な施設をいう。）に係る建構築物等取得等資金又は農村環境整備資金を含む場合は20年）、据置期間は3年（果樹等植栽育成資金を含む場合は7年）の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

ただし、東日本被災農業者にあつては、償還期限及び据置期間について、それぞれ3年間延長するものとする（ただし、令和9年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る。）。

注：償還方法については、原則として各年元本均等償還とするが、契約上の分割償還期日は、借入者の便宜を図り生産物代金の受領期を選ぶことが望ましい。

6 貸付利率

共同利用事業向け資金の貸付利率は、Iの6に掲げるとおりとする。

7 融資率

共同利用事業向け資金の融資率は、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から都道府県知事が特に必要と認めた場合のほかは、当該資金に係る施設の改良、造成又は取得等に要する経費の額の100分の80以内とする。

なお、事業実施の結果、その事業費の額が利子補給承認申請書の添付書類に記載された金額を下回り、融資率が100分の80を超えることとなる場合において、必要やむを得ないと認められるときは100分の90以内とする。

第3 利子補給の措置等について (削る。)

1 利子補給契約の締結

融資機関との利子補給契約の締結に当たっては、以下に留意するものとする。

なお、参考までに、利子補給規程例、利子補給契約書例及び利子補給承認申請書様式を別紙1から別紙3までに掲げる。

第3 利子補給及び利子助成の措置等について

1 利子補給の措置

(1) 利子補給契約の締結

利子補給を行う場合における融資機関との利子補給契約の締結に当たっては、以下に留意するものとする。

なお、参考までに、利子補給規程例、利子補給契約書例及び利子補給承認申請書様式を別紙1から別紙3までに掲げる。

- (1) 近代化資金に係る利子補給事業を行おうとする場合には、あらかじめ利子補給規程を定める。
- (2) 都道府県が当該規程に基づき融資機関との契約を締結するときは、都道府県及び融資機関の立場を相互に尊重し、かつ、それぞれの実情に応じた内容の契約を締結する。

2 利子補給率

- (1) 近代化資金を貸し付けた融資機関に対して行う利子補給の率は、金融市場における金利動向に応じて想定される融資機関の農業向け一般貸出金利（以下「基準金利」という。）と第2の1の6の貸付利率との差であり、基準金利については、農業協同組合等融資機関（第2の1の2に掲げる者をいう。以下同じ。）が近代化資金を円滑に融通し得るよう、農業協同組合等融資機関の調達コストや一般の金利動向を勘案して設定する必要がある。
- (2) 融資機関に対する利子補給率については、近代化資金が農業者に円滑に融通されるよう、(3)により国が連絡する基準金利を参考として適正な水準を設定する必要がある。
- (3) 基準金利については、従来どおり農林水産省が毎月、第2の1の6の貸付利率の見直しに合わせて見直し、都道府県に対して連絡する。

(削る。)

ア 近代化資金に係る利子補給事業を行おうとする場合には、あらかじめ利子補給規程を定める。

イ 都道府県が当該規程に基づき融資機関との契約を締結するときは、都道府県及び融資機関の立場を相互に尊重し、かつ、それぞれの実情に応じた内容の契約を締結する。

(2) 利子補給率

ア 近代化資金を貸し付けた融資機関に対して行う利子補給の率は、金融市場における金利動向に応じて想定される融資機関の農業向け一般貸出金利（以下「基準金利」という。）と第2の6の貸付利率との差であり、基準金利については、農業協同組合等融資機関が近代化資金を円滑に融通し得るよう、農業協同組合等融資機関の調達コストや一般の金利動向を勘案して設定する必要がある。

イ 融資機関に対する利子補給率については、近代化資金が農業者に円滑に融通されるよう、ウにより国が連絡する基準金利を参考として適正な水準を設定する必要がある。

ウ 基準金利については、従来どおり農林水産省が毎月、第2の6の貸付利率の見直しに合わせて見直し、都道府県に対して連絡する。

2 利子助成の措置

- (1) 利子助成を行う場合における利子助成事業の対象とする資金の認定及び利子助成事業の実施に当たっては、以下に留意するものとする。

3 国の行う利子補給

法第3条の規定に基づき、国の利子補給を受けて農林中央金庫が行う近代化資金の貸付けは、原則として、借入者の業務区域が2県以上にまたがる農業を営む法人や全国段階の農業協同組合連合会の施設等、農業協同組合や信用農業協同組合連合会の貸付けにより難い分野について、農林中央金庫がその貸付けを担当し、その資金需要に応じ、近代化資金の円滑な融通を図

ア 近代化資金に係る利子助成事業を行おうとする場合には、あらかじめ利子助成金交付規程を定める。

なお、参考までに、利子助成金交付規程例を別紙4に掲げる。

イ 都道府県知事は当該規程に基づき資金の認定を行うものとする。

ウ イの認定の対象とする資金は、第2で定める近代化資金の貸付条件（第2の1の(1)のアに掲げる者に対する貸付け（第2の3の(1)のカの(ア)及び(イ)に掲げる資金の貸付けを除く。以下同じ。))に適合するものとする。

(2) 利子助成率

交付対象者に対して行う利子助成の率（以下「利子助成率」という。）は、第3の1の(2)の利子補給率と同率とする。

この場合において、農業者等負担利率（利子助成の場合における貸付利率から利子助成率を控除した利率をいう。以下同じ。）は、利子補給の場合における貸付利率と同率となる。

3 国の行う利子補給

法第3条の規定に基づき、国の利子補給を受けて農林中央金庫が行う近代化資金の貸付けは、原則として、借入者の業務区域が2県以上にまたがる農業を営む法人や全国段階の農業協同組合連合会の施設等、農業協同組合や信用農業協同組合連合会の貸付けにより難い分野について、農林中央金庫がその貸付けを担当し、その資金需要に応じ、近代化資金の円滑な融通を図

るためのものである。

したがって、都道府県内を業務区域とする農業者等（近代化資金の貸付対象者をいう。以下同じ。）に対しては、各都道府県が利子補給措置を講じ、その資金需要に的確に応じることとする。

4 その他

第2の1の6に規定する貸付利率を引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を農業者等に対して行う助成については、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）及び東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。

第4 留意事項

1 借入手続について

(1) 高度化資金及び一般資金の借入手続

高度化資金及び一般資金を借り入れる場合の借入申込手続については、農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）第3の

るためのものである。

したがって、都道府県内を業務区域とする農業者等に対しては、各都道府県が利子補給措置等を講じ、その資金需要に的確に応じることとする。

4 その他

第2の6に規定する都道府県の利子補給に係る貸付利率又は2の(2)に規定する農業者等負担利率を0%等まで引き下げるのに必要な額（ただし、都道府県の利子補給に係る貸付利率又は農業者等負担利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を農業者等に対して行う助成については、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）及び東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。

第4 留意事項

1 借入手続について

(1) 第2の1の(1)に掲げる者の借入手続

第2の1の(1)に掲げる者が近代化資金を借り入れる場合の借入申込手続については、農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依

定めるところに従い、借入者にとって最も適切な資金が迅速かつ的確に融通されるよう行う。

ただし、農村給排水施設取得等資金及び特定農家住宅資金を借り入れる場合については、次の(2)の規定による。

(2) 共同利用事業向け資金の借入手続

共同利用事業向け資金を借り入れる場合の借入申込手続については、農業経営改善関係資金基本要綱第3の規定にかかわらず、次の手続を参考に行うこととする。

ア～オ (略)

カ エの農業信用基金協会が行う債務保証委託申込みに係る承諾の通知書及び債務保証書の交付については、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって受信者において具体的内容が確実に記録されるものをいう。）により行うことができるものとする。

2 貸付けに関する手続のタイミング
(略)

(1) (略)

- (2) 融資機関は、借入申込書に記載された資金必要年月を再確認すること等により、農業者等が実際に資金を必要とする時期に合わせて貸付けを行い、借入者が近代化資金を借り入れた後資金を滞留することのないよう周知徹底を図る。

3 補助金との関係

- (1) 国又は地方公共団体の補助金（交付金を含む。以下同

命通知）の定めるところに従い、借入者にとって最も適切な資金が迅速かつ的確に融通されるよう行う。

ただし、第2の3の(1)の力の(ア)及び(イ)に掲げる資金を借り入れる場合については、次の(2)の規定による。

(2) 第2の1の(2)から(4)に掲げる者の借入手続

第2の1の(2)から(4)に掲げる者が近代化資金を借り入れる場合の借入申込手続については、農業経営改善関係資金基本要綱第3の規定にかかわらず、次のとおりとする。

ア～オ (略)

カ エの農業信用基金協会が行う債務保証委託申込みに係る承諾の通知書及び債務保証書の交付については、書面をもってする交付に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって受信者において具体的内容が確実に記録されるものをいう。）により行うことができるものとする。

2 貸付けに関する手続のタイミング
(略)

(1) (略)

- (2) 融資機関は、借入申込書に記載された資金必要年月を再確認すること等により、農業者等が実際に資金を必要とする時期に合わせて貸付けを行い、借受者が近代化資金を借り入れた後資金を滞留することのないよう周知徹底を図る。

3 補助金との関係

- (1) 国又は地方公共団体の補助金（交付金を含む。以下同じ。）

じ。)の交付決定を受けた事業について、補助残事業費部分に充てるため近代化資金を融通することは差し支えない。この場合において、融資率は、事業費の総額に対して適用することができる。

(2) (略)

4 (略)

5 クイック融資

都道府県においては、クイック融資（担い手が営農に伴い必要とする小口資金について、企業経営診断手法（スコアリング手法）を活用して無担保・無保証人での融資の可否を判断する仕組みをいう。以下同じ。）の際の利子補給の承認事務が適切に実施されるために、農業経営改善関係資金基本要綱第3の3の(3)及び(4)に規定する経営改善資金計画書に係る認定に関して、次に掲げる措置が講じられるよう、別途定めておくことが望ましい。

(1) (略)

(2) 都道府県の利子補給が承認されない場合には、第2のIの6の貸付利率が変更されることがあることについて、受任融資機関等から、クイック融資による借入れを希望する者に対し、説明が行われること。

(3) (略)

6 地方税法の特例
(略)

の交付決定を受けた事業について、補助残事業費部分に充てるため近代化資金を融通することは差し支えない。この場合において、第2の7の融資率は、事業費の総額に対して適用することができる。

(2) (略)

4 (略)

5 クイック融資

都道府県においては、クイック融資（担い手が営農に伴い必要とする小口資金について、企業経営診断手法（スコアリング手法）を活用して無担保・無保証人での融資の可否を判断する仕組みをいう。以下同じ。）の際の利子補給の承認事務が適切に実施されるために、農業経営改善関係資金基本要綱第5の2の(4)及び(5)に規定する経営改善資金計画（以下「資金計画」という。）の認定に関して、次に掲げる措置が講じられるよう、別途定めておくことが望ましい。

(1) (略)

(2) 都道府県の利子補給が承認されない場合には、第2の6の都道府県の利子補給に係る貸付利率が変更されることがあることについて、受任融資機関等から、クイック融資による借入れを希望する者に対し、説明が行われること。

(3) (略)

6 地方税法の特例
(略)

(1) 不動産取得税

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、たばこ耕作組合又はたばこ耕作組合連合会が近代化資金の貸付けを受けて農業者の共同利用施設に供する保管、生産又は加工の用に供する家屋を取得した場合の当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、価格に当該施設の取得価格に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が2分の1を超える場合にあっては2分の1）を乗じて得た額を価格から控除することとされている（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第11条第10項並びに地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第7条第13項及び第14項）。

(2) 固定資産税

農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法第72条の10第1項第1号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。）が近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する機械及び装置（1台又は1基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下同じ。）が330万円以上のものに限り、農村環境整備施設に係るものであって総務省令で定めるものを除く。以下同じ。）を取得した場合の当該機械及び装置に対して課する固定資産税の課税標準は当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間に限り当該機械及び装置の価格の2分の1の額とすることとされている（地方税法附則第15条第33項及び地方税法施行令附則第11条第37項から第39項まで）。

(1) 不動産取得税

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、たばこ耕作組合又はたばこ耕作組合連合会が近代化資金の貸付けを受けて農業者の共同利用施設に供する保管、生産又は加工の用に供する家屋を取得した場合の当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、価格に当該施設の取得価格に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が2分の1を超える場合にあっては2分の1）を乗じて得た額を価格から控除することとされている（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第11条第10項並びに地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第7条第13項及び14項）。

(2) 固定資産税

農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法第72条の10第1項第1号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。（以下「農業協同組合等」という。））が近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する機械及び装置（1台又は1基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下同じ。）が330万円以上のものに限り、農村環境整備施設に係るものであって総務省令で定めるものを除く。以下同じ。）を取得した場合の当該機械及び装置に対して課する固定資産税の課税標準は当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間に限り当該機械及び装置の価格の2分の1の額とすることとされている（地方税法附則第15条第33項及び地方税法施行令附則第11条第37項から第39項まで）。

ただし、平成16年4月1日以後に取得された当該機械及び装置に対して課する平成17年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成16年3月31日以前に取得された当該機械及び装置に対して課する固定資産税については、その取得価額が290万円以上（平成14年3月31日以前に取得されたものにあつては260万円以上）のものに対し上記の課税標準の特例措置を適用することとされている（地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第108号）附則第4条第4項）。

(3) 事業所税

農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人が共同利用に供する施設のうち、生産の用に供するもの又は近代化資金の貸付けを受けて設置されるもので保管、加工若しくは流通の用に供するもの、農林水産業者の研修のための施設及び農林水産業に関する試験研究のための施設に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては、事業所税を指定都市等は課することができないこととされている（地方税法第701条の34第3項第12号、地方税法施行令第56条の28及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第24条の4）。

7 東日本大震災の被災者等に係る印紙税法の特例

第2の1の2に規定する融資機関が東日本大震災により被害を受けた者に対して行う近代化資金の貸付け（当該融資機関が行う他の近代化資金の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う近代化資金の貸付けに限る。）に係る印紙税法（昭和42年

ただし、平成16年4月1日以後に取得された当該機械及び装置に対して課する平成17年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成16年3月31日以前に取得された当該機械及び装置に対して課する固定資産税については、その取得価額が290万円以上（平成14年3月31日以前に取得されたものにあつては260万円以上）のものに対し上記の課税標準の特例措置を適用することとされている。（地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第108号）附則第4条第4項）

(3) 事業所税

農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人が共同利用に供する施設のうち、生産の用に供するもの又は近代化資金の貸付けを受けて設置されるもので保管、加工若しくは流通の用に供するもの、農林水産業者の研修のための施設及び農林水産業に関する試験研究のための施設に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては、事業所税を指定都市等は課することができないこととされている。（地方税法第701条の34第3項第12号、地方税法施行令第56条の28及び地方税法施行規則第24条の4）

7 東日本大震災の被災者等に係る印紙税法の特例

第2の2に規定する融資機関が東日本大震災により被害を受けた者に対して行う近代化資金の貸付け（当該融資機関が行う他の近代化資金の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う近代化資金の貸付けに限る。）に係る印紙税法（昭和42年法律

法律第23号) 別表第1 第1 号の課税物件の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書のうち、平成23年3月11日から令和13年3月31日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととされている(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号) 第47条及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(平成23年政令第112号) 第37条第1 項第6 号及び第2 項第7 号)。

第5 モニタリングの実施について

- 1 農林水産省は、税源移譲後における都道府県の近代化資金に係る利子補給事業の実施状況、予算措置状況、貸付実績等を把握するため、都道府県に対して定期的に報告を求めるものとする。
 - 2 農林水産省は、近代化資金を貸し付ける融資機関に対し、都道府県の利子補給の実施状況に関する意見等を求めるものとする。
- 3・4 (略)

別紙1

〇〇県(都道府) 農業近代化資金利子補給規程例

第1 条 (略)

(近代化資金の利子補給率)

第2 条 前条の近代化資金の利子補給率は、次のとおりとする。

第23号) 別表第1 第1 号の課税物件の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書のうち、平成23年3月11日から令和13年3月31日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととされている。(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号) 第47条及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(平成23年政令第112号) 第37条第1 項第6 号及び第2 項第7 号)

第5 モニタリングの実施について

- 1 農林水産省は、税源移譲後における都道府県の近代化資金に係る利子補給事業及び利子助成事業の実施状況、予算措置状況、貸付実績等を把握するため、都道府県に対して定期的に報告を求めるものとする。
 - 2 農林水産省は、近代化資金を貸し付ける融資機関に対し、都道府県の利子補給及び利子助成の実施状況に関する意見等を求めるものとする。
- 3・4 (略)

別紙1

〇〇県(都道府) 農業近代化資金利子補給規程例

第1 条 (略)

(利子補給の対象となる近代化資金の種類及び利子補給率)

第2 条 前条の利子補給の対象となる近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。

	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
利子補給率	年〇分〇厘〇毛	年〇分〇厘〇毛	年〇厘

近代化資金の種類	利子補給率		
	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、加工又は流通に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（4に掲げるものを除く）	年〇分〇厘〇毛	年〇分〇厘〇毛	年〇厘
2 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金	年〇分〇厘〇毛	年〇分〇厘〇毛	年〇厘
3 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金	年〇分〇厘〇毛	年〇分〇厘〇毛	年〇厘
4 農林水産大臣の定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金	年〇分〇厘〇毛	年〇分〇厘〇毛	年〇厘

第3条～第7条 (略)

附 則

1 この規程は、 年 月 日から施行する。

2 (略)

別紙2

利子補給契約書例

5 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事者の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で農林水産大臣が指定するもの	年〇分〇厘〇 毛	二	二
6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であって農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（農業協同組合等に貸し付けられるものに限る。）	二	年〇分〇厘〇 毛	年〇厘
7 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金	年〇分〇厘〇 毛	年〇分〇厘〇 毛	年〇厘

第3条～第7条 (略)

附 則

1 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

2 (略)

別紙2

利子補給契約書例

〇〇県（都道府）（以下「甲」という。）と、融資機関名（以下「乙」という。）とは、乙が貸し付ける農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）につき、甲が乙に対し補給金を交付するについて、次の条項を契約する。

第1条・第2条 （略）

第3条 乙は、前条の利子補給承諾書の交付を受けたときは、その日から〇月以内に貸付けを行わなければならない。ただし、甲の利子補給に係る資金を借り受けようとする者の事情により乙が特に必要と認めたときは、この限りでない。

第4条～第15条 （略）

年 月 日

〇〇県（都道府）知事 氏 名

融資機関代表 氏 名

〇〇県（以下「甲」という。）と、〇〇農業協同組合（以下「乙」という。）とは、乙が貸し付ける農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）につき、甲が乙に対し補給金を交付するについて、次の条項を契約する。

第1条・第2条 （略）

第3条 乙は、前条の利子補給承諾書の交付をうけたときは、その日から〇月以内に貸付けを行わなければならない。ただし、甲の利子補給に係る資金を借り受けようとする者の事情により乙が特に必要と認めたときは、この限りでない。

第4条～第15条 （略）

年 月 日

〇〇県知事 氏 名

〇〇農業協同組合長理事 氏 名

利子補給承認申請書様式例

農業近代化資金利子補給承認申請書 ○○県（都道府）知事殿 年 月 日										○○県（都道府）受理 第 号 年 月 日		
下記の農業近代化資金の貸付けについて、利子補給を受けたいので申請します。										住 所 申請者 融資機関名 代表者 役職 ○○○○		
貸付けの 相手方	資金名	貸 付 予定額	資金 使途	貸付予定時期	貸付 利率	利 子 補給率	据置 期間	償還 期間	債務保証委託		備 考	○○県（都 道府）の決定
									有	無		
				年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日	厘 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	厘 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・						

注 （略）

別紙 3

利子補給承認申請書様式例

[illegible]

注 (略)

(削る。)

別紙 4

〇〇県（都道府）農業近代化資金利子助成金交付規程例

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この交付規程は、県（都道府）が行う農業近代化資金利子助成金の交付事業（以下「利子助成金交付事業」という。）についての基本的事項を定め、もってその適正な運営に資することを目的とする。

（利子助成）

第 2 条 県（都道府）は、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項に規定する農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）を貸し付ける法第 2 条第 2 項各号に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、この交付規程の定めるところにより近代化資金に係る利子助成金を交付する。

（業務運営の方針）

第 3 条 県（都道府）は、前条の業務を行うに当たっては、業務の政策的重要性にかんがみ、関係諸機関との連携の下に、効果的に運営するものとする。

第 2 章 資金の認定

（認定の実施）

第 4 条 近代化資金を融通しようとする融資機関は、自らが貸し付ける資金ごとに、当該資金が利子助成事業の対象となるものであることについて、あらかじめ知事の認定を受けるものとする。

る。

2 前項の認定を受けようとする融資機関は、認定を受けようとする資金ごとに次に掲げる事項を記載した資金認定申請書を知事に提出するものとする。

一 融資機関の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 資金の貸付けの対象及び用途

三 資金の一農業者等に係る貸付金の合計額

四 資金の償還期限及び据置期間

五 資金の利率

六 その他知事が必要とする事項

3 知事は、前項の認定の申請があった場合において、その申請に係る資金が、〇〇県（都道府）農業近代化資金要綱に規定する貸付条件に適合すると認めるときは、第1項の認定をするものとする。

（変更の認定等）

第5条 融資機関は、前条第1項の認定を受けた資金について、同条第2項各号に掲げる事項の変更（同項第1号の記載事項等、記載されている資金内容の実質的な変更を伴わない軽微な変更を除く。）をしようとするときは、資金認定変更申請書を知事に提出し、認定を受けなければならない。

2 知事は、前項の資金認定変更申請があった場合は、その内容を審査し、法第2条第3項に規定する全ての貸付条件に適合すると認めるときは、変更の認定をするものとする。

（認定の取消し）

第6条 知事は、資金の認定を受けた融資機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 不正な手段により第4条第1項の認定又は前条第1項の変更の認定を受けたとき。

二 前条第1項の認定に係る資金が第4条第3項に規定する貸付条件に適合しなくなったと認めるとき。

第3章 利子助成金交付事業

(利子助成金の交付対象となる資金及び利子助成率)

第7条 第2条の利子助成の対象となる近代化資金の種類及び利子助成率は、次のとおりとする。

近代化資金の種類	利子助成率
	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、加工又は流通に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（4に掲げるものを除く）	年〇分〇厘〇毛
2 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金	年〇分〇厘〇毛
3 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金	年〇分〇厘〇毛
4 農林水産大臣の定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金	年〇分〇厘〇毛
5 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で農林水産大臣が指定するもの	年〇分〇厘〇毛
6 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金	年〇分〇厘〇毛

(利子助成金交付事業の実施)

第8条 県（都道府）は、毎年度予算の範囲内で、第2条に規定する利子助成金の交付を行うものとする。

（利子助成金の交付申請及び交付決定）

第9条 第2条に定める利子助成金の交付を希望する者（以下「交付希望者」という。）は、融資機関に資金の借入申込みを行うに際し、利子助成金交付手続等に関する委任状を併せて提出するものとする。

2 融資機関は、前項の資金の貸付決定後速やかに、前項の委任状に基づき交付希望者に代わって、利子助成金交付代理申請書及び貸付けの決定の内容を記載した書類（融資機関が交付希望者について、適用要件に該当していることを確認した書類を含む。）に委任状を添えて、県（都道府）に提出するものとする。

3 県（都道府）は、利子助成金交付の適否を審査し、利子助成金を交付すべきものと認めたときは、利子助成金の交付を決定し、利子助成金交付決定通知書により交付希望者に通知するとともに、利子助成金交付決定通知によりその内容を融資機関に通知するものとする。

（管理台帳の設置）

第10条 県（都道府）は、利子助成金交付事務を管理するため、前条第3項で利子助成金の交付を決定した交付希望者（以下「交付対象者」という。）ごとに所要事項を、利子助成金交付対象者管理台帳（以下「管理台帳」という。）に登録するものとする。

（利子助成金の交付）

第11条 融資機関は、貸付実行後速やかに、貸付実行報告書を県（都道府）に提出するものとする。

2 県（都道府）は、前項の提出書類により管理台帳へ利子助成

対象資金の実行の登録を行うものとする。

3 融資機関は、一定期間ごとに、約定期日ごとの利子助成金の支払請求額をとりまとめた上、利子助成金支払請求書を県（都道府）に提出するものとする。

4 県（都道府）は、前項の支払請求があつたときは、管理台帳により、請求のあつた利子助成金額について突合・確認を行った上、当該利子助成金を融資機関に交付するものとする。交付される利子助成金は、融資機関が代理受領をして利子に充当するものとする。

（利子助成金の交付停止）

第12条 県（都道府）は、以下の各号の事実が生じたときは、その事実が判明した日以降の利子助成金の支払いの一部又は全部を停止するものとする。

一 交付対象者が利子助成金の交付申請に際して虚偽その他不実の記載を行ったとき

二 融資機関が交付対象者に対して繰上償還の請求を行ったとき

三 交付対象者が融資機関に対し利息の支払いの期限到来後1年を経過して、なお、利息の支払いをしなかったとき

四 利子助成金の返還請求を受けた交付対象者が、県（都道府）の返還請求日から6ヵ月を経過して、なお、返還すべき金額の全部又は一部を返還しなかったとき

（利子助成金の返還）

第13条 県（都道府）は、既に支払いを行っている利子助成金について、以下の各号の事実が生じたときは、その事実が生じた日に遡り、直ちに当該交付対象者に不当に支払われた利子助成金相当額の返還を請求するものとする。

一 交付対象者が利子助成金の交付申請に際して虚偽その他不

実の記載を行ったとき

二 交付対象者が融資機関から借り入れた資金をその目的外に使用したとき

三 交付対象者が融資機関から借り入れた資金についてその借入限度を超過したとき

2 利子助成金の返還請求を受けた交付対象者は、第1項の返還すべき利子助成金額に、交付を受けた日から返還の日までの日数に応じ、当該利子助成金額につき年〇パーセントの割合で計算した加算金を付して、速やかに、県（都道府）に返還しなければならない。

3 県（都道府）は、前項の場合において、当該交付対象者の申請書の不実記載等が軽微であって重大な過失でないと認められるときは、加算金を免除することができるものとする。

（利子助成条件の変更等）

第14条 融資機関は、貸付金について償還期限、据置期限、払込日、償還方法等の貸付条件の変更を行う場合は、一定期間ごとに、利子助成条件変更代理申請書を県（都道府）に提出するものとする。

2 県（都道府）は、前項の条件変更代理申請があった場合は、その内容を審査し、その結果を利子助成条件変更通知書により交付対象者に、利子助成条件変更承認通知により融資機関にそれぞれ通知するものとする。

3 融資機関は、交付対象者から任意の繰上償還があった場合は、一定期間ごとに、繰上償還報告書を取りまとめの上、県（都道府）に提出するものとする。

4 融資機関は、交付対象者の住所・名称に変更があった場合は、一定期間ごとに、県（都道府）に対し住所・名称変更報告書を提出するものとする。

5 県（都道府）は、第2項から第4項までの各項による利子助

成条件の変更を行った場合は、管理台帳を更正するものとする。

(調査等)

第15条 県（都道府）は、必要があると認めた場合は、利子助成金交付事業の実施に関し、交付対象者に対し必要な報告を求め、また、帳簿・書類等の閲覧、その他の物件の調査等を行うものとする。

2 県（都道府）は、必要があると認めた場合は、利子助成金の交付対象となった資金について、融資機関に対し予め同意を得た上、その有する書類等の閲覧、貸付けの経緯の聴取等を行うものとする。

第4章 その他

(その他)

第16条 この交付規程に定めるもののほか、利子助成金交付事業に必要な事項については、その都度、県（都道府）が定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 この通知の施行前に利子補給承認が行われた農業近代化資金については、なお従前の例による。ただし、この通知の施行の際現にある農業近代化資金の貸付金残高については、この通知による改正後に貸し付けられる農業近代化資金の貸付金残高と通算するものとする。